

門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務委託仕様書

門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定支援業務を委託するにあたり、下記のとおり定める。

1 業務委託の名称

門真市廃棄物処理施設整備基本方針策定業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

ただし、基本方針(案)のとりまとめは令和 9 年 9 月末までとする。

3 事業者評価基準

門真市廃棄物処理基本方針策定支援業務委託事業者選定委員会評価基準のとおりとする。

4 業務目的

本市では、門真市クリーンセンター（門真市深田町 19-5）（以下「クリーンセンター」という。）で、普通ごみ、資源ごみ、小型ごみ、粗大ごみ等の処理処分を実施しており、可燃ごみの焼却処理は、平成 8 年 3 月に竣工した第 5 号炉、粗大ごみの破砕処理は、平成元年 3 月に竣工した破砕機で処理している。

クリーンセンターにおける焼却施設及び破砕施設の運営については、令和 12 年度末まで民間事業者に包括管理運営業務を委託しているが、令和 13 年度以降については未定の状況である。

令和 13 年度以降のごみ処理については、国や大阪府が示されている、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の方針に従って、周辺自治体と可燃ごみのごみ処理広域化を検討しているが、結論を得るには至っていない。

一方、クリーンセンターにおける施設の老朽化は進んでおり、ごみ処理費用が増加傾向にあることから、令和 13 年度以降のごみ処理手法について、廃棄物処理施設整備のあり方を早急に検討し、計画的に対応していくことが必要となっている。

本業務では、現時点で考えられる廃棄物処理施設の整備手法である、「単独建替え」、「基幹的設備改良工事」、「産業廃棄物処理業者との共同処理」、「他市との連携」等について、手法毎のスケジュールや実現可能性の検討、費用対効果の検証等を実施し、本市における今後の廃棄物処理施設整備に係る基本方針を策定することを目的とする。

5 業務スケジュール

令和8年度	10月21日(水)	募集・質問・企画提案書の受付開始
	11月5日(木)	質問受付の締切り
	11月12日(木)	質問回答の公表
	11月17日(火)	参加申込みの締切り
	11月25日(水)	参加資格確認結果通知
	11月30日(月)	プレゼンテーション審査実施
	12月初旬予定	選定結果の通知
	12月中旬予定	結果公表→業務委託締結
	12月中旬予定	業務開始
令和9年度	4月～9月	審議会等の対応
	9月下旬	基本方針(案)とりまとめ
	2月	パブリックコメント
	3月下旬	業務完了

6 業務内容

基本方針の策定作業全般にわたる支援業務を行うこととし、概ね以下のとおりとする。

なお、他自治体、共同処理等を検討する民間事業者との協議及び調整は本市を通じて行うことを基本とする。

- (1) 「単独建替え」、「基幹的設備改良工事」、「産業廃棄物処理業者との共同処理」、「他市との連携」等の各手法について、以下の内容を調査し比較検討を行う。

また、想定例として組合に加入した場合との比較も行う。

①廃棄物処理施設整備に係る手法及びスケジュールの検討

【比較検討すべき手法】

ア 単独建替え（DBO方式で令和20年度から20年間の運営委託）

- ・整備手法の検討
- ・建設位置の検討
- ・工事エリアの検討（工事期間中におけるごみ処理事業との調整含む）
- ・なるべく土壌汚染対策（掘削土）が少なくなる手法の検討
- ・プラントメーカーへのヒアリング結果のとりまとめ

イ 4号炉を中心とした基幹的設備改良工事（DBO方式で令和20年度から20年間の運営委託）

ただし、ボイラ・タービン設備の追加設置を条件とする。

- ・プラントメーカーへのヒアリング結果のとりまとめ
 - ウ 産業廃棄物処理業者との共同処理
 - 兵庫県相生市などで実施している産業廃棄物処理業者のエネルギーセンター整備運営事業の本市への適用について、本市が実施するヒアリング結果などを基に検討する。
 - エ 他市との連携
 - 本市が実施する他市へのヒアリング結果などを基に検討する。
 - オ その他の手法の検討
 - ②効率的なごみの中継輸送及び受入れ方法の検討
 - ア 本市が実施する民間事業者へのヒアリングを基に当該事業者が保有している中継施設の利用
 - イ リサイクルプラザ解体後の用地に中継施設設置
 - ・プラントメーカーへのヒアリング結果のとりまとめ
 - ウ 現ごみピットを活用した中継施設設置
 - ・プラントメーカーへのヒアリング結果のとりまとめ
 - エ その他の手法の検討
 - ③ 各手法の実現可能性評価
 - ④ 基本方針決定に必要な各種資料作成
- (2) 事業経費の試算
- ① 廃棄物処理施設整備費（環境影響調査などの準備費及び関連して整備が必要となる費用を含む）
 - ② 施設整備費及び令和 20 年度から 20 年間のごみ処理委託費の比較
 - ③ 年度毎の支出経費、支出経費の内訳及び財源内訳（交付金・起債・市費）
 - ④ 関係者から試算根拠となる見積書を徴取
- (3) 考察のとりまとめ
- 各手法を比較検討し、本市にとってより適切な手法を提案する。
- (4) その他支援業務
- ① 審議会等への資料作成及び会議録作成支援（3 回程度開催を予定）
 - ② 審議会等への出席及び補足説明等支援
 - ③ 必要に応じて審議会等における補足説明資料の作成支援
 - ④ その他必要な事項
- (5) 打合せ協議

基本方針策定にあたり、業務を適正かつ円滑に実施するため、本市担当者と密接に連絡をとり、打合せ協議を実施する。必要な打合せは、対面やWEB会議を実施するなど効率化を図る工夫を行うものとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し本市担当者の承認を得ること。

7 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 門真市廃棄物処理施設整備基本方針及び概要版
 - ・A4判・カラー：70部、電子データ納品
- (2) 上記の電子データ一式
 - ・各種分析データ、グラフ等含む

※各電子データの納品については、PDF形式による成果品一式のほか、成果品及びその元データ等をMicrosoft Office Word、Microsoft Excel等、容易に編集可能な形式により、CD-ROMに記録の上、納品するものとする。

8 業務内容の変更

本業務の内容に変更が生じる場合は、本市と受注者との協議の上、必要に応じて委託内容の変更を行うこととする。

9 その他

- (1) 受注者は本業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、本仕様に基づき常に本市担当者と密接に連絡を取り、委託期間内に業務を完了すること。
- (2) 本市が所有し業務の遂行上必要な資料等は貸与する。なお、貸与された資料等についてリストを作成し、借用書を本市に提出すること。本業務の完了後は、速やかに資料等を返却すること。
- (3) 受注者は本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後についても同様とする。
- (4) 本業務にあたっての資料及び成果は全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (5) 計画書やその他資料の作成にあたっては、知的財産権（著作権、肖像権、商標権等）を侵す恐れがないよう留意すること。
- (6) 受注者は業務の処理について、管理をつかさどる業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務管理責任者は、契約期間中、常に本市担当者と連絡調整が出来る手段を確保すること。

- (7) 受注者は、本市が業務の途中経過を求めたときは、これに応じること。
- (8) 本業務の履行に要する消耗品、その他雑費等については、全て受注者の負担とする。
- (9) 個人情報を取り扱うときは、契約書に添付する「個人情報等取扱特記事項」を守ることを要すること。
- (10) 本業務の成果物及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権（著作権法第 21 条及び第 28 条に定める権利を含む）、その他の権利については、契約の目的の範囲内であるかどうかを問わず原則として全て発注者に帰属するものとし、門真市の広報などにおいて自由に使用できるものとする。また、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、本市と受注者との協議の上、決定する。